



令和 7 年に設備投資等をご検討の経営者様、必見！

「これから設備投資の計画はあるけれど、要件やコースが複雑で、どの補助金ができるかわからない」そのようなお声に対しまして、令和7年の補助金速報をまとめました。今後の情報収集にご活用下さい。



設備投資に利用できる“補助金” ～ 経済産業省編 ～

1. 生産性向上に向けた支援策

(1)ものづくり補助金

補助金額：**750～2,500万円**(補助率 1/2、小規模事業者 2/3)※製品・サービス高付加価値化枠

Point1 革新的な新製品・新サービスの開発を目指す事業が対象

Point2 機械装置、システム構築等の費用が対象(建物費は対象外)

Point3 大幅な賃上げ(上記以上)に取り組む場合、補助上限が最大 1000 万円上乗せ

(2)IT 導入補助金

補助金額：**5～450万円**(補助率 1/2～2/3)※通常枠

Point1 業務効率化や DX を推進する IT ツール(ソフトウェア、サービス)の導入経費が対象

Point2 クラウド利用料を最大 2 年分補助し、保守運用等の導入関連費用も対象

(3)小規模事業者持続化補助金

補助金額：**50万円**(補助率 2/3～3/4)※通常枠

Point1 従業員数が「商業・サービス業」5 人以下、「製造業他」20 人以下の事業所が対象

Point2 事業場内最低賃金を+50 円以上とする場合、特例として補助上限 150 万円が上乗せ

(4)事業承継・M&A 補助金

補助金額：**800～1,000万円**(補助率 1/2～2/3)

Point1 今後 5 年以内に事業承継を予定している

Point2 M&A に関連する専門家費用や設備投資についても補助対象

令和 6 年度補正予算案における「生産性革命推進事業(上記 1～4 の補助制度)」の予算は、3,400 億円とされています(令和 5 年度補正予算は 2,000 億円)。**予算拡大！**

令和 6 年度補正予算案・各補助金の概要はこちらでチェック

ものづくり補助金概要



IT 導入補助金



持続化補助金



事業承継・M&A 補助金



2. 新事業への進出に向けた支援策

概要はこちら



(1) 中小企業新事業進出補助金 **New!!**

補助金額: **750~7,000 万円**(補助率 1/2、小規模事業者 2/3)

Point1 事業再構築補助金の後継制度として新たに創設

Point2 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦に対して支援

Point3 建物費、機械装置費・システム構築費・広告宣伝費等と幅広い経費が対象

3. 成長支援に向けた支援策

(1) 中小企業成長加速化補助金 **New!!**

売上 100 億円を目指す成長志向型の中小企業を支援するために新設

Point1 建物費・機械装置費・ソフトウェア費 等と幅広い経費が対象

Point2 最低投資額 1 億円以上、補助金額上限 5 億円、補助率 1/2

(2) 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

中堅・中小企業の大規模投資(投資金額が 10 億円以上の投資)を支援

Point1 建物費・機械装置費・ソフトウェア費 等

Point2 補助上限額 **50 億円**(補助率 1/3 以内)

4. 省力化投資に向けた支援策

概要はこちら



(1) 省力化投資補助金

補助金額: カタログ注文型 **200~1,000 万円**(補助率 1/2)

一般型 **750~8,000 万円**(補助率 1/2、小規模事業者 2/3) **New!!**

Point1 カタログ型では、人手不足解消に効果がある汎用製品をカタログから選択して導入

Point2 一般型では、個別の事業内容に合わせたカスタマイズ設備(自動化・DX 等)が対象

5. 上記補助金と合わせて考えたい税制支援

手引きはこちら



(1) 経営力向上計画・・・取得した設備に対するの税制支援

税制特例: ①法人税について**即時償却**

②取得価額の **10%**の税額控除

Point1 上記①即時償却または②税額控除のいずれかを選択可能

Point2 設備取得後 60 日以内に経営力向上計画が受理されている必要がある

Point3 工業会の証明書が発行される設備に限り本税制は有効

本情報は、令和 6 年 1 2 月 2 7 日時点の情報を掲載しております。

本件は、各営業店の担当者までお問い合わせください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただきますが、当組合がお客様の申請を代行することはありません。



兵庫県信用組合

けんしん



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら